

コラム：新型コロナウイルス感染症について

令和元年に発生した新型コロナウイルス感染症について、令和3年8月時点での状況、知見に基づき、保育所における感染対策上参考となる事項について、以下に記載します。

【新型コロナウイルス感染症（COVID-19）とは】

「新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）」はコロナウイルスのひとつです。コロナウイルスには、一般の風邪の原因となるウイルスや、「重症急性呼吸器症候群（SARS）」や平成25年以降発生している「中東呼吸器症候群（MERS）」ウイルスが含まれます。

新型コロナウイルス感染症の潜伏期は14日以内であり、病原体に曝露されてから5日前後で発症することが多いとされています。無症状のまま経過する人もいますが、有症状者では、発熱、呼吸器症状（咳嗽、咽頭痛）、頭痛、倦怠感などのインフルエンザ様症状が多く見られます。

新型コロナウイルスに感染した人が他の人に感染させる可能性がある期間は、発症の2日前から、発症後は7日から10日間程度とされています。また、この期間のうち発症の直前・直後で特にウイルス排出量が高くなるため、無症状病原体保有者（症状はないが検査が陽性だった者）からも感染する可能性があります。なお、新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち、他の人に感染させているのは2割以下と考えられています。

新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち、重症化する人の割合や死亡する人の割合は年齢によって異なり、高齢者は高く、若者は低い傾向にあります。小児については、成人と比較して症例数が少なく、また感染した場合も多くが無症状、軽症で経過することが報告されています。なお、日本における20歳未満の新型コロナウイルス患者について、令和3年〇月〇日現在、死亡例の報告はありません。

《主な感染経路》

新型コロナウイルス感染症は、主に飛沫感染や接触感染によって感染し、①密閉空間②密集場所③密接場面という3つの条件の環境で感染リスクが高まります。このほか、大人数や長時間に及ぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わりといった場面でも感染が起きやすく、注意が必要です。

【保育所における新型コロナウイルス感染症防止対策】

（基本的な感染対策）

手洗い等により手指を清潔に保つことが最も重要な対策です。石けんを用いた流水による手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒などを実施する必要があります。

手が触れる机やドアノブなど物の表面には、消毒用アルコールのほか、次亜塩素酸ナトリウム、亜塩素酸水、塩化ベンザルコニウムによる消毒が有効です。これらの消毒薬の使用に関する留意点等については、「新型コロナウイルスの除菌・消毒方法について(厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ)」を参照してください。

室内では、定期的な換気も併せて実施します。特に、行事等により、室内で多くの子どもたちが集まる場合には、こまめな換気が重要です。

(マスクの着用について)

子どもについては、子ども一人ひとりの発達の状況を踏まえる必要があることから、一律にマスクを着用することは求めています。特に2歳未満では、息苦しさや体調不良を訴えることや、自分で外すことが困難であることから、窒息や熱中症のリスクが高まるため、着用は推奨されていません。2歳以上の場合であっても、登園している子どもが保護者の希望などからマスクを着用している場合は、マスク着用によって息苦しさを感じていないかどうかについて、十分に注意し、持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理して着用させず、外すようにします（なおWHOは5歳以下の子どもへのマスクの着用は必ずしも必要ないとしています）。

感染防止対策のために成人等がマスクを着用することは重要ですが、表情によるコミュニケーションの重要性を指摘する声もあります。保育所における感染防止対策については、各保育所の実情に応じて実施されているところですが、口元を含めた表情を見せることが望ましい局面などでフェイスシールドやマウスシールドを利用するケースもあると思われます。その場合、フェイスシールドやマウスシールドはマスクと比べて飛沫拡散防止効果が低い可能性があることに留意し、子どもとの距離や声量に配慮することなどが必要とされている点に留意しましょう。

(保育所における対応の検討にあたっての留意点)

各保育所の、日常の保育活動や行事等における感染防止対策や衛生管理、罹患者等が発生した際の対応の検討に当たっては、本ガイドラインや国の公表情報等を参考に、自治体や関係機関と連携することが求められます。また、具体的な対応を考える際には、地域の感染状況等を考慮すること、最新の公表情報を随時確認し把握しておくことも重要となります。

(参考) 新型コロナウイルス感染症に関する公表情報（令和3年〇月〇日現在）

○厚生労働省 HP 新型コロナウイルス感染症関連情報トップページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○厚生労働省 HP 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html

○新型コロナウイルス感染症対策に関する保育所等に関する Q&A（第十報）

（令和3年4月23日） <https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000774111.pdf>

○新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について

（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_0000_1.html

○通所型児童福祉施設における新型コロナウイルス感染症に関する Q&A（令和2年度厚生労働科学特別研究事業）

http://www.tohoku-icnet.ac/covid-19/mhlw-wg/images/division/child_welfare_facility/d06_pdf02.pdf